

令和7年 第1回

甲佐町議会臨時会会議録

令和7年4月21日

熊本県甲佐町議会

令和7年第1回甲佐町議会（臨時会）目次

○4月21日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 町長の提案理由の説明について	3
日程第4 承認第2号 専決処分の報告及び承認について	4
日程第5 承認第3号 専決処分の報告及び承認について	11
日程第6 承認第4号 専決処分の報告及び承認について	13
日程第7 承認第5号 専決処分の報告及び承認について	15
日程第8 承認第6号 専決処分の報告及び承認について	18
日程第9 承認第7号 専決処分の報告及び承認について	22
日程第10 報告第3号 専決処分の報告について	25
日程第11 議案第28号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28
日程第12 議案第29号 工事請負契約の締結について	30
日程第13 議案第30号 甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権の設定について	34
日程第14 議案第31号 甲佐町起業等応援施設指定管理者の指定について	40
閉会	42

4月21日（月曜日）

令和7年第1回甲佐町議会（臨時会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和7年4月21日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 4月21日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 4月21日 午後0時40分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北野太 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 甲斐高士	副町長 三輪孝之
会計管理者 渡邊友美	総務課長 荒田慎一
企画課長 北畑公孝	地域振興課長 羽柀田直美
くらし安全推進室長 山下玄介	税務課長 松野洋幸
環境衛生課長 田上和広	健康推進課長 宮崎貴美代
福祉課長 高原貞典	住民生活課長兼町民センター所長 奥名雄吉
農政課長 上古閑一徳	建設課長 白石亨
会計課長 渡邊友美	教育長 蔵田勇治
学校教育課長 井上幸介	社会教育課長 内田健司

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

1番 甲斐良二 2番 田中孝義

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の提案理由の説明について
- 日程第4 承認第2号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第5 承認第3号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第6 承認第4号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第7 承認第5号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第8 承認第6号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第9 承認第7号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第10 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第11 議案第28号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第12 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第30号 甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権の設定について
- 日程第14 議案第31号 甲佐町起業等応援施設指定管理者の指定について

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

ただいまから令和7年第1回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番、甲斐良二議員、2番、田中孝義議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

承認第2号から承認第7号までの専決処分の報告及び承認について、報告第3号、専決処分の報告について、議案第28号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、工事請負契約の締結について、議案第30号、甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権の設定について、議案第31号、甲佐町起業等応援施設指定管理者の指定について、以上11件を上程いたします。

日程第3 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、おはようございます。本日は、令和7年第1回甲佐町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中にご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、今期臨時会に提出いたしております各議案について説明を申し上げます。

今期臨時会にご提案いたしております案件は、承認案件6件、報告案件1件、条例案件1件、工事請負契約の締結案件1件、公共施設等運営権の設定案件1件、指定管理者の指定案件1件の合わせて11件であります。

まず、承認案件につきましては、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算と税条例等の一部改正に係る専決処分の報告及び承認の合わせて6件を、報告案件につきましては、賠償補償についてを、条例案件につきましては、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正について、去る3月7日付で行いました職員の懲戒処分に関し、職員の任命権者であります私の給料の10分の1を1か月間減額するため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

工事請負契約の締結につきましては、仁田子養豚団地解体工事に係る契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づきご議決を求めます。

公共施設等運営権設定及び指定管理者の指定につきましては、甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権の設定及び指定管理者の指定について、関係法令に基づきご議決を求めます。

以上、今期臨時会にご提案いたしております各議案についてご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は各担当課長が説明いたしますので、適切にご議決をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

日程第4 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第4、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、承認第2号についてご説明申し上げます。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和7年4月21日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。専決処分書です。

専第4号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分したものです。

令和7年3月31日。町長名です。

記。1、令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）になります。

次の次のページをお願いいたします。

令和6年度甲佐町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,942万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億112万3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によります。

令和7年3月31日。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。款2 地方譲与税に848万7,000円を追加し、7,376万5,000円としております。

1の地方揮発油譲与税から3の森林環境譲与税までです。

款3 利子割交付金に18万6,000円を追加し、28万6,000円としております。1の利子割交付金です。

款4 配当割交付金に241万5,000円を追加し、341万5,000円としております。1の配当割交付金です。

款5 株式等譲与所得割交付金に395万2,000円を追加し、575万2,000円としております。

1の株式等譲渡所得割交付金です。

款6 法人事業税交付金に920万7,000円を追加し、1,920万7,000円としております。1の法人事業税交付金です。

款7 ゴルフ場利用税交付金から60万3,000円を減額し、939万7,000円としております。

1のゴルフ場利用税交付金です。

款8 地方消費税交付金に6,303万5,000円を追加し、2億6,303万5,000円としております。

1の地方消費税交付金です。

款9 環境性能割交付金に389万1,000円を追加し、689万1,000円としております。1の環境性能割交付金です。

款10 地方特例交付金に109万4,000円を追加し、4,987万3,000円としております。2の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。

款12 交通安全対策特別交付金に14万2,000円を追加し、74万2,000円としております。1の交通安全対策特別交付金です。

款15 国庫支出金から168万8,000円を減額し、14億9,512万3,000円としております。2の国庫補助金です。

款16 県支出金に134万5,000円を追加し、5億1,471万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

1の県負担金から3の委託金までです。

款17 財産収入に535万5,000円を追加し、1,966万9,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

款16 繰入金から1億4,654万3,000円を減額し、10億8,959万9,000円としております。1の基金繰入金です。

款21 諸収入から29万8,000円を減額し、5,102万5,000円としております。5の雑入です。

款22 町債から940万円を減額し、12億9,581万9,000円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額154億6,054万6,000円から5,942万3,000円を減額し、154億112万3,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款2 総務費に73万5,000円を追加し、40億2,604万3,000円としております。

1の総務管理費、5の統計調査費です。

款3 民生費に24万1,000円を追加し、22億7,226万4,000円としております。1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

款4 衛生費から66万6,000円を減額し、6億323万1,000円としております。1の保健衛生費です。

款5 農林水産業費から款6 商工費までにつきましては、財源内訳変更のため、0円となっております。

款7 土木費から5,973万8,000円を減額し、10億6,264万4,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋梁費です。

款8 消防費に5,000円を追加し、9億4,001万2,000円としております。1の消防費です。

9の教育費から10の災害復旧費までにつきましては、財源内訳変更のため、0円となっております。

歳出合計、補正前の154億6,054万6,000円から5,942万3,000円を減額し、154億112万3,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表地方債補正、1の変更です。説明は、起債の目的、補正額、補正後の限度額で行います。

過疎対策事業債から370万円を減額し、限度額を5億7,640万円としております。

緊急浚渫推進事業債から20万円を減額し、限度額を5,130万円としております。

緊急自然災害防止対策事業債から20万円を減額し、限度額を1億280万としております。

緊急防災・減災事業債から10万円を減額し、限度額を5億3,960万円としております。

災害復旧費事業債から20万円を減額し、限度額を630万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

本年度の本補正予算は、主に令和6年度の歳入の各項目の額の確定に伴います予算の最終調整をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。何かありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 11ページの地方消費税交付金についてお尋ねをしたいんですけども、補正額が6,300万円ほどですけども、増えているわけですけども、今、国会ではですね、この消費税の引下げがですね、大きな議論となっておりますけども、石破首相は消費税は全て社会保障に充てるものとなるものということで、その件についてはで

すね、拒否をしているわけですがけれども、さてその消費税はですね、今10%、食料品は8%ですけども、それがですね、どのように、地方と国それぞれ分けるんだと思うんですけども、その中でですね、地方に分けられた分の中でですね、社会保障に充てられるといってもですよ、国はそうかもしれないですけども、地方もですね、一般財源として入るわけですが、それが社会保障に充てているというふうなですね、そうしたしっかりとした、国とかについてですね、その報告がですね、要るのか、要らないのかですね。そうでなければですね、全部がですね、社会保障に充てられていると言われましてもですね。そこら付近がどうなのかなというふうに思ったものですから、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 今、井芹議員の質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、当初予算の最終ページに、すいません、ちょっと自分が開いていませんので、企画課長から借りますけども、差引き分の地方消費税に伴う市町村交付税が充てられる社会保障第4経費その他社会保障施策に関する経費ということで一覧表が載っておりますので、それをご確認いただければというふうに思います。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。

ページ14のですね、目、不動産売払収入が上げてありますが、この土地建物がどこなのかちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 不動産の売払いにつきましては、土地、建物、両方とも土地なんですけれども、まず、1点が法定外公共物ということで豊内、あと1個が用悪水路ということで、横田の町有地になります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 12ページですけども、がけ地ですよ、移転補助金ですけども、今ですね、対応がですね、どのようになっているのかですね。まだ、移転をしたほうがいい、そういった住宅があるのかですね。そういった軒数とですね、そういった住宅に対する対応とかがあっていうのがあっているのか。ちょっとその点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 現在、令和6年度からの繰越して、1軒が移転の手続をされておりますので、それを行っております。

令和7年度時点ではまだ申請は上がっておりませんで、今後まだその見込みもありません。

おっしゃられるですね、どれだけ対象になるかというのはちょっと今のところ私のほうで把握しておりませんので、その辺分かればお知らせしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 失礼しました。答弁、ちょっと訂正させていただきたいと思
います。

申請地、エリアについてはですね、把握できておりますけれども、申請者から申請が上
がってこないことには分かりませんので、現在としては把握できてないというところです。
以上です。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今、建設課長から報告がありました、そのエリアというのはです
ね、具体的に分かるはずだと思うんですけど、ちょっと教えていただけますか。エリアに
ついて。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時29分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 時間を取りまして申し訳ございませんでした。

レッドゾーンの区域ということで、関係するところをちょっと説明させていただきます。
危険区域につきましては、防災計画書に記載されております、資料編に記載されてお
りまして、急傾斜地崩壊危険箇所と、それから土砂災害警戒区域が該当の区間となります
ので、ご報告させていただきます。

以上です。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 失礼しました。指定箇所につきましてはかなりちょっと量が多いので、これにつきましては別途ですね、資料を作りましてお配りしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） すいません、ちょっと予算の関連ということでお聞きいたします。

昨年6月の議会で宮川議員のほうからも、麻生原のガラスハウスの件でお尋ねがっております。その後、質問された中では、昨年の2月5日に御船署のほうへ告訴状ですね、を提出したと答弁をされております。その後の変化が生じたときには議会のほうでも報告をするようにお願いをしておりますけれども、その件と、その周辺ですね、この前、私も関連で質問をさせた中に、そのガラスハウスの周りと施設の中がもう散々としておりますよね、草ぼうぼうだったりとか。そういったところで迷惑をされている近所の方がいらっしゃるんで、その管理をお願いしたいということを私のほうからも言っていたと思うんですが、また、そこもぼうぼうとしとって、やっぱり隣近所の方はですね、どうして町はしなはらんとだろうかというようなお話を何回か聞いておりますので、その2点について担当課長の答弁をお願いします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

麻生原のガラスハウスにつきましては、現在ですね、以前答弁したところから進展はしておりませんで、すみません、報告は、だからしていないような状況です。

管理につきましては、うちの課のほうもですね、定期的に見回りまして草刈り等を行っていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。草刈りについては今からするということなことですけれども、あそこ自体が隠れてしまっている部分もありますので、防犯面でもよくないと思うんですよね。やはりそういう事件、事故があった場所については、特にですね、そういった担当課のですね、責任っていいですか、管理責任を果たして行ってほしいと思います。

それと、昨年の2月5日から、事件発生後はもう2年になりますよね、2年以上になりますけれども、そんなに警察は進まんとですかね、事件って。ちょっともしよければ室長、

そういうところ、何か時間がかかるような理由、ご存じでしたらお聞かせください。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。今、休憩中に室長のほうから説明をいただきましたことについては納得をするようにしますけども、担当課がですね、どこの施設でもそうなんです、自分ところの課で施設を持ってたりする場合に、津志田河原もそうなんですけれども、そういった管理面についての全体的な考えというかは。年間スケジュールでもいいので、施設を持ってらっしゃるところ、担当課としてですね、持ってらっしゃるところはどういった考えなのかを、まず地域振興課長のほうからお願いします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） お答えいたします。

津志田河川公園につきましては、シルバーさん、あと漁協さんといったところで管理のほうにつきましてを委託しているところでございます。その仕様の中で何回以上というところで決めさせていただいておりますので、そういった形で管理をしていただくと。また、いろんな報告がありましたら、随時、町と協議をさせていただきながら対応するというところでさせていただいております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。承認第2号、専決処分の報告及び承認についてでございます。

令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）、5,942万3,000円の減額という予算でございますけれども、主な内容がですね、財源内訳の変更を主とする減額補正でございますので、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第5、承認第3号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 承認第3号についてご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和7年4月21日提出。町長名です。

次のページをお願いします。

専第5号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和7年3月31日。町長名です。

記。1、令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

次の次のページをお願いします。

令和6年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,913万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,107万4,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものとします。

令和7年3月31日。町長名です。

次のページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入です。款4県支出金から5,846万7,000円を減額し、10億1,851万円としております。項1県補助金です。

款7繰入金から66万7,000円を減額し、1億5,826万3,000円としております。項1一般会計繰入金です。

歳入合計。補正前の額14億8,020万8,000円から5,913万4,000円を減額し、14億2,107万

4,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。款2 保険給付費から5,470万2,000円を減額し、9億9,439万6,000円としております。項1 療養諸費、項2 高額療養費、項4 出産育児諸費です。

款8 予備費から443万2,000円を減額し、2,008万6,000円としております。項1 予備費です。

歳出合計。補正前の額14億8,020万8,000円から5,913万4,000円を減額し、14億2,107万4,000円としております。

今回専決といたしましたのは、歳出につきましては、主に一般被保険者の療養給付費及び高額療養費などの減額と出産育児一時金の減額でございます。歳入につきましては、療養給付費及び高額療養費などの減額に伴いましての県からの保険給付費等交付金の減額、あと出産育児一時金の減額に伴いましての一般会計繰入金の減額が主でございます。

ご説明につきまして、以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番、井芹です。8ページですけれども、療養給付費と高額療養費の減額が大きいわけですが、特徴的なことってというのが。金額が大きいのでですね、特徴的なものがあれば、それについてちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） ご説明いたします。今回の補正で療養費のもので特徴的なものというご質問でございますが、特に特徴的なものはございません。ただ、3月の補正の時点で少し多めに余裕を持たせて残しておりましたものの減額ということでございます。今回4月に大きい給付がございましたので、余裕を持たせておりましたところでは。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。専決第5号、令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、ただいま担当課長のご説明によりまして、保険給付費の

減額による5,913万4,000円の減額補正でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、承認第3号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第6、承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは、承認第4号についてご説明申し上げます。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和7年4月21日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

専第6号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和7年3月31日。町長名です。

記。1、令和6年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

次の次のページをお願いいたします。

令和6年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,219万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和7年3月31日。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入です。

款4支払基金交付金から16万1,000円を減額し、4億1,734万5,000円としております。

項1支払基金交付金です。

款5国庫支出金に170万2,000円を追加し、4億6,704万7,000円としております。項2国

庫補助金です。

款6 県支出金から7万2,000円を減額し、2億3,029万6,000円としております。項3 県補助金です。

款8 繰入金に61万8,000円を追加し、2億8,366万円としております。項1 一般会計繰入金です。

款10 諸収入から24万5,000円を減額し、928万5,000円としております。項3 予防給付費収入、項4 介護保険・生活支援サービス費収入です。

歳入合計。補正前の額17億3,034万9,000円に184万2,000円を追加し、17億3,219万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1 総務費から5万円を減額し、4,328万5,000円としております。項3 運営協議会費です。

款4 地域支援事業費から11万円を減額し、7,781万9,000円としております。項1 包括的支援事業・任意事業費から項5 その他諸費までです。

款8 予備費に200万2,000円を追加し、4,257万9,000円としております。項1 予備費です。

歳出合計。補正前の額17億3,034万9,000円に184万2,000円を追加し、17億3,219万1,000円としております。

今回の専決によります補正につきましては、地域包括支援センターの実績により、介護予防サービス計画収入及び介護予防ケアマネジメント費収入の減額に伴い、国保連合会に支払う新予防給付ケアプラン作成委託料及び介護予防ケアマネジメント委託料の減額調整を行うものです。また、国からの普通財政調整交付金の決定に伴い、財源内訳を変更するものとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願いします。本予算全部です。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。6ページになりますけれども、地域支援事業費が減額の200万2,000円、それから予備費が増額の200万、この関係性か何かはどういった内容でされているのかをお聞きします。関係性あるんですかね。たまたま。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 今回のですね、補正につきましては、この関係性ってことですが、まずですね、国からの財政調整交付金の決定でですね、地域支援事業や包括支援事業の財源の内訳の変更を行いまして、その内訳を変更した後にですね、この予備費のほうで最後に調整したような形になっております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 財政調整交付金の収入によりまして、歳入歳出のほうもですね、調整を予備費で行っているところになります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。承認第4号、専決処分の報告及び承認についてでございます。これにつきましては、ただいま担当課から説明がありました令和6年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）について審議がなされました。歳入歳出それぞれ184万2,000円を追加されたということでございます。歳入につきましては国庫支出金などの増加、それから歳出につきましては地域支援事業費などの財源内訳の変更ということでございます。何ら異議なく承認いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第7、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 承認第5号についてご説明いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和7年4月21日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

専第7号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和7年3月31日。町長名です。

記。1、令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

次の次のページをお願いいたします。

令和6年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,119万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和7年3月31日。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入です。

款1後期高齢者医療保険料に10万円を追加し、1億3,588万6,000円としております。項1後期高齢者医療保険料です。

款4繰入金から4万9,000円を減額し、6,669万3,000円としております。項1一般会計繰入金です。

款6諸収入から4万7,000円を減額し、512万6,000円としております。項4受託事業収入です。

歳入合計。補正前の額2億1,118万8,000円に4,000円を追加し、2億1,119万2,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1総務費に2,000円を追加し、161万円としております。項1総務管理費です。項2の徴収費は財源内訳のみの変更になりますので、補正額はございません。

款3保健事業費は財源内訳の変更のみですので、こちらも補正額は0円となります。

款5予備費に2,000円を追加し、20万2,000円としております。項1予備費です。

歳出合計。補正前の額2億1,118万8,000円に4,000円を追加し、2億1,119万2,000円としております。

今回専決いたしましたのは、歳入につきましては、特別徴収分の保険料の減額と普通徴収分の保険料の増額によるもののほか、事務費の確定によりましての一般会計繰入金の減額、それから広域連合の受託事業である健康保持増進事業収入の確定による減額、また、歳出につきましては、これらに伴いましての財源内訳の変更が主なものでございます。

ご説明につきましては以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 承認第5号、令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）でございますけど、ただいま担当課長の説明でございましたように、財源内訳による補正ということで、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長から、先ほどの承認第2号の佐野議員からの質問について、答弁の申出がっておりますので、これを許します。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） ありがとうございます。先ほど、がけ地近接危険区域のエリアについて、どこかということですね、お話がありましたけども、先ほどの回答の中でその資料をお配りすると申し上げましたが、今回、がけ地近接危険区域といいますが、

建築基準法それから土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づきまして熊本県の指定する区域でありまして、町内においても広範囲となります。このため、対象エリアについては、甲佐町ハザードマップの急傾斜地、土石流、地滑りの警戒区域となりますので、対象エリアは先ほど申しましたが多数となります。以前全戸配布しております甲佐町ハザードマップで確認いただくか、インターネット上で甲佐町ハザードマップで場所については検索いただければというふうに思います。

以上です。

日程第 8 承認第 6 号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第 8、承認第 6 号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） それでは、承認第 6 号についてご説明申し上げます。

承認第 6 号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるるものでございます。

令和 7 年 4 月 21 日提出。町長名です。

次のページをお願いします。

専第 8 号、専決処分書。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日。町長名です。

記。1、甲佐町税条例の一部を改正する条例。

専決処分の理由といたしましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和 7 年 3 月 31 日にそれぞれ公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、甲佐町税条例等の一部を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町税条例の一部を改正する条例でございます。

甲佐町税条例の一部を次のように改正する。

以下、改正文がありますが、改正内容につきましては、別に添付しております説明資料で説明させていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、説明資料により説明させていただきます。33 ページのほうをお願いいたします。

では、説明資料によりまして、承認第 6 号についてご説明いたします。

甲佐町税条例の改正要旨でございます。

個人住民税についてです。物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、個人住民税については、地域社会の会費的な性格を踏まえ、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、次のような改正が行われております。

まず、1、給与所得控除の見直しに伴う改正でございます。これは、給与所得控除の最低保障額を55万から65万に引き上げる改正でございます。令和8年1月1日からの施行となります。

次に、2、特定親族特別控除の創設でございます。特定扶養控除に関して、控除対象となる19歳以上23歳未満の扶養親族等の要件をこれまでの48万円から58万円に拡大するとともに、一定の所得、58万になりますが、その金額を超えた場合でも、親等が受けられる控除の額が段階的に低減する仕組みの創設になります。令和8年1月1日からの施行になります。下のほうに表を載せておりますけれども、所得に応じて最高で高い控除額が45万が段階的に最後は3万円で、123万円を超えますと控除が受けられないような段階的な控除の仕組みがつくられたところになります。

次に、3、扶養親族等に係る所得要件の改正でございます。これは、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、現行の48万円から58万円に引き上げる改正でございます。令和8年1月1日からの施行になります。

今ご説明いたしました1、2、3ともに、令和7年分所得に係る令和8年度個人住民税から適用となります。

続きまして、固定資産税についてです。

まず、4、生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の拡充及び適用期限の延長でございます。現行の中小事業者等が先端設備等導入計画に基づき取得した一定の機械・装置等に係る課税標準の特例措置について、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、適用期限を2年に限り延長するものでございます。

改正前につきましては、賃上げ目標を計画に位置づけなくても特例措置が受けられましたが、改正後におきましては、賃上げ目標の計画への位置づけを必須とするとともに、1.5%以上の賃上げ目標を計画に位置つけた場合は3年度分課税標準額を価格の2分の1、3%以上の賃上げ目標を計画に位置つけた場合は5年度分課税標準額を価格の4分の1とするものになっております。

次に、5の固定資産税特例措置の創設・拡充・延長でございます。

鉄軌道事業者が豪雨対策のために取得した一定の償却資産に係る課税標準の特例措置の創設です。当該償却資産の課税標準額を3分の2軽減するもので、適用期限は令和9年3月31日まででございます。

次に、令和2年7月豪雨に関する災害関連税制の延長といたしまして、(1)被災住宅用地に係る課税標準の特例、(2)被災代替家屋に係る税額の減額、(3)被災代替償却資産に係る課税標準の特例について、それぞれ適用期間を2年間延長する改正でございます。

次に、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に

係る課税標準の特例措置が3年間延長する改正でございます。

また、こちらのほうには記載しておりませんが、税負担軽減措置等の廃止といたしまして、平成28年熊本地震に関する災害関連税制、平成30年7月豪雨に関する災害関連税制については、今回廃止となっております。

続きまして、軽自動車税種別割についてです。二輪車の車両区分の見直しに伴う改正でございます。総排気量125cc以下で最高出力を4.0キロワット以下に制御したバイク、新基準原付バイクと言いますけれども、に係る軽自動車税種別割の税額を年額2,000円、現在の50cc原付と同額なんですけれども、とする改正でございます。令和7年4月1日からの施行となります。

改正の経緯といたしましては、令和7年11月以降に生産される総排気量50cc以下で、設計最高速度が50キロワット/hを超える原付に対して、新たな排ガス規制が適用されます。それに伴って、排ガス規制に適用できるような50ccバイクを生産することが今後困難になるため、今回の税制において、原動機付自転車のうち、2輪のもので総排気量が125ccかつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割の税率が2,000円とされたものです。

続きまして、たばこについてです。7、加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う改正でございます。加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、重量と価格による紙たばこへの本数換算を改め、重量のみで換算する方式に見直すものでございます。紙、その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこにつきましては、重量0.3グラムをもって紙巻きたばこ1本に換算、それ以外の加熱式たばこにつきましては、重量0.2グラムをもって紙巻きたばこ1本に換算する方法となります。

なお、激変緩和のため、令和8年4月及び令和8年10月の2段階で新方式に移行するものでございます。

続きまして、納税環境整備についてです。8、納税通知書等に係るe L T A Xでの送付になります。地方税関係通知のうち、固定資産税、軽自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の求めに応じて、地方団体がe L T A X、地方税のオンライン手続のためのシステムになりますが、を経由して電子的に副本を送付することを可能とする改正でございます。令和9年4月1日からの施行となります。

9、その他としましては、地方税法及び政省令等の改正に伴う字句、引用条項等の改正を行ったものとなります。

今回の主な改正の要旨につきましてのご説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） この最初のページのところですね、3番、扶養親族等に係る所得要件の改正ということで、現行の48万円から58万円に改正ということでございます。何歳かな、高齢者を扶養する場合には、たしか今58万円だったかなと思っておりますけど、

75歳以上だったですかね、その方たちを扶養する場合は58万のままなのか、それよりも、その方たちを扶養する場合も上がるのかというのは分かりますですかね。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） すいません、お時間をいただき申し訳ございません。

先ほどの控除についてですけれども、これにつきましては、これまでと同様38万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） すみません。4番ですけれども、改正された、賃上げをですね、表明した場合ですね、3年間課税標準を2分の1に軽減ということなんですけれども、この1.5%という、どういった人を対象、正社員も対象にするのかですよね。ちょっとそこら付近のとですね、表明ありだけでいいのかです、そういった証明が要るのかどうか、ちょっとそこら付近をお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） すいません、お答えいたします。

まず、この雇用者につきまして、正社員か非正社員かというところですけども、申し訳ありません、ちょっと私も今のところ、ちょっとこれに関して、正社員だけとかそういうことは、ちょっと申し訳ありません、今の時点ではその辺がはっきりちょっと確認しておりませんので、ちょっとここは確認をさせていただきたいと思います。

このパーセンテージにつきましても、これにつきましても、これ国の制度に伴うものでございまして、どのようなあれで1.5%になったかとか3%になったかというのは、申し訳ありません、こちらにつきましてもですね、はっきりしたお答えができない状態です。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 今回のですね、町税の改正に伴って、全体の町として町税収が下がるのか、上がるのか、その辺りの試算をされているのであればお答えいただきたいと思えますし、今のところの現段階でまだできませんよということであれば、それでの答弁で結構でございます。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） お答えしたいと思います。

町全体、今回の改正に伴う町全体としての税収の動向というか、そういうことにつきましては、申し訳ございません、今4月という段階ですので、今まさに課税に向けて進めている段階ですので、申し訳ありません、今の時点ではちょっとそれについて正確な数字をお答えすることはできません。

以上となります。

○議長（宮本修治君） 追加で言うたい。追加で言いなせ、追加で。追加で言うたら。よか。休憩しとらんけん。よかね。

税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） すいません、度々申し訳ございません。

先ほど、今の時点ではちょっと分からないということで答弁させていただいたんですけども、所得が昨年と同じぐらいというところで試算させていただきますと、やはりその分、控除の対象となる方が増えますので、これについては、町税としては減収の傾向に行くのではないかと考えているところです。

以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。承認第6号、専決処分の報告及び承認でございます。

地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税に係る給与所得控除の見直しや特定親族特別控除の創設、扶養親族等に係る所得要件の改正並びに固定資産税等の町税条例を改正するものでありますので、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、承認第6号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9 承認第7号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第9、承認第7号「専決処分の報告及び承認について」を議

題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） それでは、承認第7号についてご説明申し上げます。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和7年4月21日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

専第9号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和7年3月31日。町長名です。

記。1、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

専決処分の理由といたしましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和7年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、専決処分を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

改正文でございます。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下、改正文がありますが、この内容に関しましては、この資料の最後につけさせていただいております説明資料にてご説明させていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

最後のページ、6ページをお願いしたいと思います。

令和7年度地方税法等の一部改正に伴う国民健康保険税条例の改正要旨でございます。

2点ございます。まず、医療分の基礎課税額に係る課税限度額の引上げに伴う改正といたしまして、2条になりますが、基礎課税額につきまして、現行65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税分を現行24万円から26万円に改正するものでございます。介護納付金課税分につきましては改正はございません。

もう1点といたしまして、低所得者に係る減額といたしまして、中低所得者に係る国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の減額措置の改正でございます。世帯の所得が29万5,000円に世帯の被保険者数と特定同一世帯所属数を加えた数を乗じて得た額と43万円の合計額を超えない世帯が5割軽減の対象世帯となっていますが、この29万5,000円を30万5,000円に改正するものです。

また、②としまして、54万5,000円に世帯の被保険者数と特定同一世帯所属者数を加え

た数を乗じて得た額と43万円の合計額を超えない世帯が2割軽減の対象世帯となっており、この54万5,000円を56万円に改正するものでございます。

いずれも令和7年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。

この改正につきましては、課税限度額の引上げにより高所得者層の負担が増となりますが、中低所得者に係る保険税の5割軽減、2割軽減については、経済動向等を踏まえて、5割軽減、2割軽減基準の軽減判定所得について、当該軽減を現在受けている世帯が、生活水準が変わらなければ引き続き軽減を受けられるよう改正が行われたものです。

本条例につきまして、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありますか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 限度額の引上げは106万から109万、3万円の引上げですが、どれぐらいの世帯数になるのかですね。それと、2番の低所得者に係る減額措置の拡充ということで、世帯数、5割、2割減免それぞれですね、世帯数がどのくらい増えそうなのかですね、その点についてお尋ねをいたします。あ、ちょっと分からない。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） まず、限度額を超える世帯がどれぐらいになるかということですが、申し訳ございません、今現在ですね、先ほどちょっとお話なんですけれども、課税に向けての処理を今行っている段階ですので、今時点で正確な数字というのができません、お答えすることができない状態になっています。これにつきましては、二つ目のご質問の軽減世帯ですね、こちらについても、ちょっと今の時点ではちょっとはっきりした数字をお答えすることができません。

一応昨年度のですね、世帯数のほうをこちらのほうで用意しています。そちらのほうでよろしいでしょうか。

昨年度のですね、当初賦課の時点の世帯数になりますけれども、ちょっと重複する世帯がありますけれども、医療分で限度額を超えている世帯が18世帯、支援分で15世帯、介護分で14世帯が限度額を超えている世帯となっております。

軽減判定につきましても、すみません、こちら令和6年度の数字となりますけれども、5割軽減の世帯数でございますけれども、これにつきましては232世帯、2割軽減の世帯数が142世帯というふうになっております。

以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。承認第7号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律と上位法の改正に伴い、それによって本町の税条例を変更するというところでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、承認第7号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第7号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第10、報告第3号「専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 報告第3号についてご説明申し上げます。

報告第3号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分を行ったので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

令和7年4月21日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。専決処分書です。

専第3号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したものでございます。

令和7年3月25日。町長名です。

損害賠償補償について。

1、件名。町道の竹へ接触による自動車の損傷。

2、事故発生日時。令和7年1月29日水曜、午前6時40分頃。

3、事故発生場所。甲佐町大字麻生原199番地1地先。

4 事故発生状況。町道船津上早川線を走行中、折れた竹に気づかず車両が接触してしまい、フロントガラスを損傷したものです。

5、損害賠償額。14万866円。過失割合、町100、相手0。

以上で報告を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。

この道路上の不備といいますか、管理の不備でというようなことで、もう最近だけで3件目だというふうに記憶するんですよね。それで、町道等のですよね、道路整備の現状と、これからのですね、整備の計画、そういったところについてちょっとお話をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 町道等の整備についてですけれども、現在、作業員さんに町道関係のパトロールをやってもらっておりまして、草切りですとか道路の補修とかをやってもらっています。併せて、町道側に伸びた木の伐採とかも行っております。これは定期的に路線ごとと変えてパトロールを行っておりますので、町内全域行っている状況です。

今後の計画につきましても同様にですね、作業員さんにパトロールを行ってもらうですとか、職員によってですね、パトロールを行って、危険な箇所があれば整備していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 私が知っている道路はもう何度となくですね、町のほうから整備をされるけど、簡易な舗装でされるからもうすぐ駄目になってしまうんですよね。それが何回も繰り返されると。だからやっぱり町民の方もですね、もうこれは諦めてしまうようなところがあるわけですよ。しかし、安全上はですね、よくないというふうに思うんですよね。そういったところは建設課なんかはお分かりだと思うので、簡易なやり方でなくてですね、やっぱりそういうアスファルトが取れるとか穴ができるとか、そういった状況が繰り返しあっているわけですから、是非ですね、もう少ししっかりとした整備をですね、していただきたいと。

それは全町的にも言えるんじゃないかと思うんですよね。そうですね、例えばやなから日和瀬橋に行く道もですね、ものすごくひどいんですね。そういう状況をですね、是非もう少し日常的に改善をしていかないと、事故はまた起こる可能性もあると思うんですよ。だから是非しっかり道路維持ですね、をしていただきたいというふうに思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） ただいま佐野議員のほうからいろいろご提案がありました。町道の管理につきましてはですね、先ほど言いましたとおり、作業員さんと職員によるパトロールで重点的に行っておりますけども、それと併せてですね、今、LOGOフォームというような形で第三者からの情報を得たところですね、情報があれば早急に対応するというようなやり方もやっております。そういった点も含めまして、今後、修繕のやり方とかですかね、そういったものだけできるだけ早急に対応できるように改善をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 幾つか質問させていただきます。

今回、町道のほうに竹がこうなったということで損害賠償をするということでありませうけれども、この場合、この損害を受けた方が町に申し出られて、それを町のどの部署がそれを受けて、そしてその被害はどうだったのかをどう、誰が査定するか検査するのか分かりませんが、そういったことを受けてするのか。そして、その金額等についてはどのようにして決めているのか、その点をお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 場所で違いますけれども、今回、町道ということであれば、まず建設課のほうに報告が行きます。報告を建設課のほうで現地を確認されて、相手方と現場検証されて、内容を検査をされます。その後、修繕、修理等をされました後にその金額が出ますので、それを基に総務課のほうで損害賠償の手続を進めるという形で、最終的には金額的については、修繕代、そのかかった費用に賠償するという部分になりますが、最終的にはその損害賠償の会社のほうで査定はされますが、今のところは修繕代をそのまま損害賠償ということで払わせていただいております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 分かりました。

もう一つ思うのは、今回、竹ですよ。その竹が生えとる場所、例えば町がしなければ、いわゆる管理地に生えてる竹があった場合と、いわゆる個人の所有しとる土地から出た竹が道路にかかってなったのか、そこについては、その損害を支払う、弁償するという過程について、土地の所有者にも何らかの責任が発生するんじゃないかなという思いもあります。そういったことについては、町のほうではどういう考え、見解を持っておられるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 町道にせり出したものですかはですね、基本的に所有者が切るとというのが基本的なことになりますけれども、道路管理上ですね、危ないというようなものがあれば、管理者として、管理者側として切るところになりますので、今回につきましては管理者側の部分が大きかったのかなというところで、町のほうで補償を行っているところであります。

以上です。

○議長（宮本修治君） よか、休憩せんで大丈夫ですか。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時51分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 今の、これまでの休憩中のいろいろ話がありましたとおり、町としてどういう考えの下にこれからも進んでいこうとされているのか、町の方針、考え辺りを明確にさせていただきたいと思いますので、その点にお答え願いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 申し訳ございません。今回の竹が垂れ下がっていたところに関しましてですね、町道敷の竹だったということで、今回は町の管理ということでさせていただきます。

町の考え方ですけれども、基本的に、先ほど申しましたとおり、地権者の方の、町の土地じゃなくて別の所有者の方の土地から出ている分に関しましては、所有者に切ってもらおうということを行ってもらおうということを知りたいというふうに思っております。あくまでも所有者がはっきりしている部分ですね、そういったところで周知しますけれども、町の管理上ですね、どうしても支障が出る部分に関しては町のほうで対応していくこととしております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で、報告第3号「専決処分の報告について」を終わります。

日程第11 議案第28号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第11、議案第28号「町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、議案第28号についてご説明申し上げます。

議案第28号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和7年4月21日提出。町長名です。

町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

第16項、令和7年5月に支給する町長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず

ず、同条の規定による額から当該額の10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由については省略をさせていただきます。

次のページに新旧対照表を添付しております。

次の次のページに説明資料を添付しておりますので、説明資料にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、最終ページをお願いいたします。説明資料になります。

議案第28号の一部を改正する条例の制定についての説明資料です。

1、町長等の給料及び旅費に関する条例の抜粋となります。

給料の額につきまして、第3条、町長等の給料の額は別表第1によります。この別表第1を載せておりますが、町長の月額が79万700円を10分の1減額させていただきますので、令和7年5月に減額支給する給料につきましては71万1,630円とするものでございます。

今回の改正につきましては、町長の提案理由の中で説明がありました、職員の懲戒処分によります職員の任命権者としての町長の責任を取られるものとなっております。

なお、副町長におかれましては、5月支給分の給料の10分の1に相当する額を自主返納されることとなっております。

以上、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第28号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。今、執行部のほうからも説明ありましたとおり、そして冒頭に町長の提案理由の中にもございました職員の懲戒処分に伴う町長、首長としての判断ということでございます。これは重く私たちも受け止め、執行部についても重く受け止めていただきたいと思います。そういったことにおいて何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第28号「町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号「町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時02分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長から、承認第6号の井芹議員からの質問について、答弁の申出がっておりますので、これを許します。

税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） すいません。申し訳ありません。先ほど、承認第6号の固定資産税の4、生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の拡充・延長につきまして、賃上げ表明の対象となる雇用者についてということで、井芹議員さんからですね、ご質問がありました件について、すいません、答弁のほうをさせていただきたいと思います。

一応対象となりますのは国内労働者に限定されるということになっています。国内の事業所で作成された賃金台帳に記載された従業員で、パートやアルバイト、日雇労働者の事業年度終了時に雇用契約を締結している労働者は対象になるということに規定がされております。

以上となります。

日程第12 議案第29号 工事請負契約の締結について

○議長（宮本修治君） 日程第12、議案第29号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、議案第29号についてご説明申し上げます。

議案第29号、工事請負契約の変更について。仁田子養豚団地解体工事について、下記のとおり工事請負契約を締結することとするものです。

令和7年4月21日提出。町長名です。

記。1、契約の目的。仁田子養豚団地畜舎等の解体工事。

2、場所。甲佐町大字仁田子地内。

3、契約金額。5,431万8,000円。税込みとなります。

4、契約の相手方。住所、熊本県上益城郡甲佐町仁田子511-1。商号または名称、有限会社西田実業。代表者、代表取締役、松岡弘樹。

5、契約の方法。指名競争入札。

提案理由については省略をさせていただきます。

次のページに説明資料1としまして、仮契約書の写しを添付をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

説明資料2としまして概要を示しておりますので、概要についてご説明をさせていただきます。

1、事業名が仁田子養豚団地解体工事。

2、予定価格が5,543万6,700円。税込みとなります。契約金額が5,431万8,000円でしたので、落札率が98%となっております。

3、解体工事概要。総床面積が2,006.3平米、棟数が畜舎等で12棟でございます。

基礎を含む建築解体撤去処分、また建築物の内外装の電気機械設備機器、家財等の解体撤去処分、植栽を含む外構解体撤去処分、解体撤去後の整地をすることとしております。

以上が工事の概要となります。

なお、工事の施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合につきましては、軽微な変更につきましては町長の専決により実施させていただき、工事が竣工する前までに、変更契約の締結について議会へご提案させていただくことということでご了解いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

何か質疑はありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 関連ですけど、この後どのように利活用されようかとされているのか、その辺だけちょっとお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 今後の活用につきましては、一般質問等でもお答えをさせていただいておりますけども、町の課題であります定住、防災、企業誘致などを、地元からの意見も参考にしながら総合的に考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。今回の解体工事の入札における参加者等その辺りを教えていただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 甲佐町内で解体工事指名称が出ております7社を指名をさせていただいているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。解体工事の中の内訳には多分載っているかと思うんですけども、下流側に農機具の倉庫がありますけども、その中に農機具の存在というのはあったのでしょうか、なかったのでしょうか、そこを教えてください。

それと、当初の予算上は8,000万という中で、今回5,000万以下というような設計がなされ、入札も終わったわけですけども、その予算を当初計上されるためには多分、設計なり見積りなり取られたわけでしょうけれども、その差といいますか、その原因を分かたら教えていただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） まずは農機具倉庫についてですけども、これについてはいろんな建物がありまして、いろんな家財であったり残留物があつたのは確認をさせていただいております。そのために、令和6年5月までにですね、残置物については、所有者が申し出られたところについては所有者で撤去していただいているということで、その後残っている分についてはもう町が撤去しますということで周知をさせていただいているところなので、そういう形で対応させていただきたいというふうに思っております。

また、予算の8,000万と現契約額が5,400万というその差額につきましては、予算を立てるときに見積りを取りましたけども、それについては、あくまでも予算取りの見積りという形で取らせていただきましたので、多少なりとも多めの積算という形になったということと考えております。今回については、関連解体業者さんからですね、多くの方々から見積りを取らせていただいて、それで積算をさせていただいたということで、金額の差が出ているということになっております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 今の森田議員の質問の中で、当然、私も8,000万って出たときに質問したことあるんですけど、8,000万が5,000万になったということだけでも、予算を取るための8,000万だったという説明だけ、どうだろう、総務課長、それは総務のほうで予算取ったんでしょう。こういう場合なかなか、何ちゅうかな、そういうプロ、プロちゅうか、例えば建設課のほうでそういうことに携わる人、分かる人が職員の中にもいるはずだから、その辺との話合いちゅうかな、そういうのを基に予算を立てるといふようなやり方ができたんじゃないかなと思うんですよね。ほかにも農政課であったり、いろんなところ、ほかのそういうね、事業をやるとき、どうしてもプロちゅうちゃいかんけど、専門的な部分の人がいるところとやっぱり話合いちゅうかな、調整をして、予算を立てるといふようなことをやっていただけんかなという、やっていくべきじゃないかなという私の意見です。

これは町長にもお聞きしますが、この人事異動で異動しとるけど、課長補佐とかついているのはそういう目的があっているんでしょう。最初それ、総務課長の意見聞いた後で、それに対して町長の、私はそう思うんだけど、町長の思いをお聞かせ願えればと。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 宮川議員がおっしゃるとおりだと思っております。この予算を立てるときに当たっては、これは町の執行部側のことですが、新年度予算に間に合わせるということで早急にちょっと対応させていただいた部分で、議員おっしゃるとおり、関係機関、専門的な職員との打合せができなかったということで、時間的な問題があったということで、申し訳ございませんがご理解いただければと。

今後につきましては、そういうようなことがないようにしっかりですね、事前に準備をさせていただきながら、適正な予算額を決めていきたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 宮川議員からのお尋ねの、今回建設課にですね、人事異動で課長補佐で、昨年3月まで建設課長を務めていただきました志戸岡さんにおかれましては、今後ですね、建設課のほうで課長補佐ということで、引き続き仕事をしていただくことというふうに任命をしたところでございます。

意図といたしましては、宮川議員もおっしゃられたとおり、役場でいろんな土木建築に携わる事業がございます。これは建設課ばかりではなくて、今回は解体工事を総務課でいたしますし、昨年であればスタートアップ起業等応援施設につきましては地域振興課で持つと、担当を持つということでございます。ただ、それぞれの課はですね、専門ではございませんので、なかなかその課でですね、土木だったり建築だったり見るというのはなかなか難しい部分がございますので、今後はそのような志戸岡課長補佐を中心に、町全体のですね、これはもう水道工事とかも含めて私が指示しておりますのはいろんな土木建築工事に係る分につきましては、建設課の志戸岡課長補佐のほうをですね、決裁等を通していただくようにということで、仕組みづくりをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。賛成者の発言をお願いします。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 仁田子養豚団地解体工事についてでございますが、今回、前の

8,000万から約5,000万円の契約金額になっております。近所からの苦情も多いので、できる限り速やかに工事が進むことを願い、何らなく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第29号「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第30号 甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権の設定について

○議長（宮本修治君） 日程第13、議案第30号「甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権の設定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 議案第30号につきましてご説明いたします。

議案第30号、甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権の設定について。

次のように公共施設等運営権を設定することとする。

令和7年4月21日提出。町長名でございます。

1、公共施設等の名称。甲佐町起業等応援施設。

2、公共施設等運営権者。広島県広島市中区銀山町3番1号、みらい株式会社、代表取締役、妹尾暁。

3、公共施設等の立地、規模及び配置。

（1）立地及び規模。上益城郡甲佐町大字岩下134番地1、511.94平方メートル。上益城郡甲佐町大字岩下24番地1の一部、174.25平方メートル。

（2）配置につきましては別図とさせていただきますので、次のページをお願いいたします。

次のページの上のほうは位置図、それから下につきましてが配置図となっております。上の起業等応援施設とありますのが先ほどの岩下134番地1、起業等応援施設駐車場とありますのが大字岩下24番地1の一部ということで、老人いこいの家の駐車場の一部となっております。

1ページにお戻りください。

4、公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容。

（1）施設全体の運営に関する業務、（2）施設全体の維持管理業務、（3）利用料金の徴収、（4）次期事業者選定に係る業務。

5、公共施設等運営権の存続期間。令和7年5月1日から令和12年3月31日まで。

提案理由につきましては省略させていただきます。

次の次のページをお願いいたします。

説明資料によりまして、今回のプロポーザルの審査結果としております。

甲佐町起業等応援施設公共施設等運営権者及び指定管理者並びに産業立地・人材養成等業務公募型プロポーザル審査結果でございます。

- 1、事業名につきましては省略いたします。
- 2、予定価格。提案上限額3,250万。また、各年度の上限額を記載しております。
- 3、プレゼンテーション開催日。令和7年3月14日金曜日。
- 4、企画提案書提出者。みらい株式会社、株式会社urban direction。
- 5、審査結果。第1位候補者といたしまして、みらい株式会社。総評価点としまして、800点中599.50点。提案価格といたしましてが3,249万9,500円となっております。

なお、参考といたしまして、もう1社の審査結果を米印以下表記をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

説明資料2というところで、こちらにつきましては、12月議会で説明いたしました内容の繰り返しとなるものではございますけれども、改めて運営の体系等につきまして説明をさせていただきます。

まず、1の甲佐町起業等応援施設の概要、こちらにつきましては省略させていただきます。

2番、公共施設等運営権制度及び指定管理者制度等の概要ということでございます。

本施設の運営体系につきまして、概略を説明いたします。

本施設の運営に当たりましては、今回の公募型プロポーザルにおきまして、第1候補者となった事業者が、こちらの左側のPFI法に基づく公共施設等運営権制度における業務、それから真ん中の地方自治法に基づく指定管理者制度における業務、こちらを併用した上で運営を行っていただきまして、加えて右端の付随する業務といたしまして、進出企業の誘致業務、それからデジタル人材養成業務、こちらにつきましても行うといった複数の体系で構成をされているというところでございます。

なお、それぞれの業務につきましてはその下に記載のとおりでございます。

また、真ん中に示しております指定管理者制度における業務につきましては、本議案の次の議案第31号で提出しております指定管理者指定に関する業務となっております。指定管理者として指定のご議決をいただきましたら、指定された事業者によりまして、こういった使用許可、それから入居審査関連業も行っていただくということとしております。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議お願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。本施設におきましては、私も昨年12月に一般質問させていただきました。今回、公共施設等運営者にみらい株式会社が決定したということですが、このみらい株式会社を選ばれた優れた理由というか、優れ

た点、もう1社と比べてですね、それを1点と、この施設に関しましては、整備するとともににぎわいを創出する、また地元商店街の活性化及び地元の購買率を上げるという目的にもなっておりますので、みらい株式会社からそこら辺の提案はあったのかをお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） まず1点目の今回みらい株式会社さんが第1候補者となっている理由につきましてですけれども、こちらの事業者につきましては、今回の事業と同様の事業の実績があられるということもございまして、こちらの本施設が単なるレンタルスペースだけではなく、今、甲斐議員もおっしゃったような、いろんな産業拠点となるような施設となるというところを考えておりまして、その部分についての具体的な取組事項がより示されたというところが優れた点というところで考えております。

また、にぎわいを創出するというところの提案につきましても幾つかございまして、こちらにつきましては、例えば施設使用者と来訪者の交流ということで、地元企業とあと甲佐高校だったり、あとは学生さんとのコラボをしてワークショップをするとか、そういった起業関連の提案というところが多くございました。また、それ以外につきましても、こちらにつきましては交流広場ということで、各イベントにつきましても行いたいというような提案もあっているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） じゃあもう1点だけ。入居者についてお尋ねいたします。今後このみらい株式会社が公共施設の運営権者ということで入居者の選定をされていかれると思うんですけど、それに関して町は何らかの関与をされていくのかということと、12月議会で私も一般質問しました入居者に関しては、課長の答弁のほうがですね、コンサル系の事業者が興味を示されているというのをお聞きしたということで答弁をされておりますが、興味を示されている入居者があるのかもお答えをお願いします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 入居に関しましては、議員がおっしゃるように、施設の管理者となっただけ方を事務局といたしまして進めていくというところでございますけれども、審査につきましては審査会というのを設置をさせていただくというところを考えておりまして、現在ももう今設置をしております、そこには商工会長などのメンバーにも入っていただいて、また町も入って審査をさせていただくというような関与の方法を考えているところでございます。

もう1点が、入居に関して興味を持たれているところでコンサル業がどうかというところでございますけれども、現在手を挙げていただいているところが3社ございまして、そのうち1社につきましてはそのようなコンサルもされているというところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） お尋ねします。みらい株式会社さん、この会社についてもう少し、どういう会社なのか、経営をどうされているのか。ほかのところもこういう事業をされておるといふことの説明だったけど、じゃあどういふところされているのか、そこでどうなのか、もう少しこのみらいさん自身の会社について説明をお願いしたい。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） こちらのみらい株式会社につきましては、2016年に広島市に本社を設立されている業者でございます。まず、人材育成等を基幹事業といたしまして、コンサルティング、それからアウトソーシングというのが会社の業務を外に出すときに出したものを受ける業務ですけども、主にそういった業務を行っていらっしゃる会社でございます。

あと、実績につきましては、天草のほうにコワーキングスペースなどを設立をされて、運営までされているということで、今こちらでしようと思っている事業につきましてはの実績があられるというようなところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 2016年設立されて10年経過されておると。そこで何ちゅうかな、事業の実績ちゅうかね、どれだけの事業をされとるのを金額で、分かったら。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 資本金でよろしいですか。資本金が9,000万円というところで確認をさせていただいております。

あと、オフィスをですね、全国に12か所ほどお持ちというところで、天草市さんと連携をして産業立地だったり人材育成の業務をされているというような業者になります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） じゃあ聞くけど、広島の本社、本社ですね、担当課は行かれたかどうか、見て来られたのかどうか、その辺をちょっと。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 広島のほうに実際、私とあと係長とですね、あと町長もですね、一緒に確認を、視察というところですね、行かせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今3社ほどですね、入居したいという希望が、コンサル会社があるということなんですけれども、地理的にもですね、ちょっと熊本市内から外れたとこ

ろにですね、コンサル会社を、コンサル業務をしようという業者さんですけども、それはもう町内ですか、それとも県外とかですね、そういった点はどんなですか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） こちらにつきましては、町外の事業者さんというところでございます。興味を持たれているのは、例えば甲佐高校だったりにも興味を持たれているというところで、甲佐町で事業をされたいというような希望をおっしゃられているというところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。今までの話を聞いている中で、今、興味を示されておられる方が3社ほどいらっしゃると。今から審査会に向かうわけでしょうけれども、やはりこの、何ていいますかね、手法は私たちも絶対的にやはり成功させないといけないんじゃないかというような思いで賛成をしております。そういう中で、やはり今、広告ですね、広告活動はどうしていますかという中では、インターネットだったりホームページに載せていますとかいうようなお話がありますけれども、なかなかインターネットやホームページを見るというのが少ない方もいらっしゃると思うんですよね、甲佐町という特殊な町ではないわけですから。そういうためにもですね、やはり大きなちょっと大々的に広告をしたらどうかと思うんですよ。まだ3社ぐらいで審査会はまだ開けないでしょうから、例えば新聞1面に、まあ片面でもいいですけど、こういった形でやりますみたいな感じで募集をするような広告をしたり、その間で業務内容等も、こんなこともできます、こういうこともできますみたいな感じで、それが将来的に商店街の活性化のほうにも向かう、向かいつつある事業ではないかというふうに思っていますので、今そちら方面での広告とかPR方法等はこういった形で進められているのか、もしくは今後大々的にやる、新聞等を使ってですね、するような考えはないのかどうか。やはり知らない人が多過ぎると思います。そこを答弁お願いします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） こちらの施設の広告ということでございますけれども、こちらにつきましては、本議案でも提出しておりますように、基本的に運営権を全て業者さんにお渡しするということとなりますので、広告面につきましても、基本的にはもう全て運業者さんのその手法によるということではございます。

ただ、例えば町民への広報だったりそういったものも必要と思いますので、そういったところにつきましては、広報こうさを利用するか、そういった面につきましては町も一緒に考えていきたいというふうに考えております。

また、新聞等につきましても、今後、運営権の設定をした後に運営権者になられる業者さんのほうにですね、町のほうからこういったご意見をいただきましたということで提案をさせていただきたいというところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 今の4番議員の関連でちょっとお伺いしますが、私もしっかり言ってPRばですね、全然足りない。甲佐町の方もほとんど知られてないんですよ。広報こうさとかを利用してと言われますが、おそらくほとんどの方は見ていただけないと思います。今でもですね、近所の方は分かっておられますが、あれは何ばしなつとですかという声が多くてですね。

できたら、簡単に一番できるのは、私あそこの現場のところにQRコードか何かをつけておけば、どんな施設なんですよ簡単にできると思うんですが。その辺も検討いただければと思いますが。どうぞよろしくお願いします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柁田直美君） 田中議員もおっしゃられたように、甲佐町の方がよく知られないというところがございますので、今いただいたご意見のほうもですね、決まった業者、町と事業者と一緒に協議しながらですね、進めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかに。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 興味を示している業者さんたちがですね、どういった事業を展開するのかというのはですね、この目的に沿ってするとすればですね、地域活力の創造を図るとともに地域経済、それから地域産業、こういったことの発展、地域振興に寄与するという事なんですけども、そういった事業をされるのであればですね、町との関係についてはどうなるのかって、その事業者との関係はどうなるのかということについてお尋ねをします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柁田直美君） 入られた事業者におかれてはですね、いろんな地元企業さんとの連携などをしていただくというところも入居条件というふうにさせていただいておりますので、そういったところで、今現在いらっしゃる地元企業さんが課題とされているようなところにつきましても拾い上げていただけるような事業者さんが入っていただくというようなところでの地域活性化というところでも町のほうでは考えているというところがございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） どうやって、経費をじゃなくて、収入を生み出すんですか、その企業さんたちは。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） そちらの企業さんにつきましては、もうそれぞれ皆さんが民間企業として事業を行っていきますので、それぞれがお持ちの顧客の方から頂いたお金をですね、運営に充てていただくというようなところで。普通にレンタルオフィスになりますので、それぞれが事業者さんとしての事業運営の中で利益を生み出していただくというところで考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。議案第30号、甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権の設定についてでございます。ただいま担当課から説明、それから十分な審議がなされました。本施設においては、これから入居者の選定というふうになっていきますが、本施設が甲佐町商店街を中心といたしました中心市街地活性化に寄与する施設となるよう願っております。ご指摘がありました地域住民へやPR活動、周知活動にはしっかり努めていただきますようお願い申し上げまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第30号「甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権の設定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号「甲佐町起業等応援施設の公共施設等運営権の設定について」は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第31号 甲佐町起業等応援施設指定管理者の指定について

○議長（宮本修治君） 日程第14、議案第31号「甲佐町起業等応援施設指定管理者の指定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 議案第31号のご説明をいたします。

甲佐町起業等応援施設指定管理者の指定について。

次のように指定管理者の指定をすることとする。

令和7年4月21日提出。町長名でございます。

1、公の施設の名称。甲佐町企業等応援施設。

2、指定管理候補者。広島県広島市中区銀山町3番1号、みらい株式会社、代表取締役、妹尾暁。

3、指定期間。令和7年5月1日から令和12年3月31日。

提案理由の説明につきましては省略させていただきます。

なお、本議案につきましては、先ほどご議決いただきました議案30号におきまして、説明資料2により説明をいたしましたけれども、本施設の運営に当たりましては、公共施設等運営権者運営制度と指定管理者制度を併用することを予定しておりまして、議案30号において運営権を設定することをご議決いただきました事業者について、本議案におきまして指定管理者として指定するものでございます。

以上、説明を終わります。ご審議お願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 議案第31号、甲佐町起業等応援施設指定管理者の指定についてでございますけど、しっかりした管理者となられることを希望し、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第31号「甲佐町起業等応援施設指定管理者の指定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号「甲佐町起業等応援施設指定管理者の指定について」は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議されました事件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 令和7年第1回臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご提案いたしました案件につきまして、慎重審議の上、原案どおりご議決をいただき、誠にありがとうございました。

今後とも町政発展のため特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 本臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、可決されました案件につきましては、適正な事務処理を行っていただきますように切に希望し、これをもって令和7年第1回甲佐町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後0時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録
令和7年第1回臨時会

令和7年4月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮本 修治
編集人 甲佐町議会事務局長 北野 太
作成 大和速記情報センター TEL (092) 475-1361

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198